

野木町建設業者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、野木町建設工事請負業者選定要綱（昭和50年野木町訓令第2号）第4条に規定する格付について必要な事項を定めるものとする。

(格付基準)

第2条 建設業者の格付は、客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）に、発注者別評価項目について算定した点数（以下「発注者別評価点数」という。）を合計した総合点数を基準とする。

(客観点数)

第3条 客観点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に規定する総合評定値とする。

(発注者別評価点数)

第4条 発注者別評価点数は、次の各項目により算定した点数の合計とする。

項目	内容	加減点
工事成績	申請日の属する年度より前2年度における当町発注完成工事成績	(2年間の平均評点 - 65) × 3 ※小数点以下切捨て
安全対策	建設業労働災害防止協会加入	10点
地域貢献	野木町内に本店を有する業者	0.1 × 客観点数 ※小数点以下切捨て
	野木町と災害協定等を締結している団体加盟業者及び業者	15点

(等級別格付基準)

第5条 第2条により算定された総合点数に基づく等級別格付基準は、次のとおりとする。

工種種別	等級	
	A級	B級
土木一式工事	700点以上	699点以下
建築一式工事	700点以上	699点以下
舗装工事	700点以上	699点以下
管工事	700点以上	699点以下
水道施設工事	700点以上	699点以下